

令和6年度

南山城村放課後児童クラブ

入所のしおり

南山城村税住民福祉課

# 放課後児童クラブの入会について

放課後児童クラブは、両親が共働きをされているなどの事情で、下校しても家庭保育を受けられないことが常態である児童を対象に、学校生活と家庭生活の結び目として集団生活を体験させ、児童の健全育成を図る事業です。

## 1. 対 象

南山城小学校に在学し次の条件にあてはまる1年生から6年生までの児童

- 1) 仕事などのため、昼間家庭に保護者がいないことが常態である児童。
- 2) 保護者及び家族が病気またはその世話のため、適切な家庭保育を受けられないことが常態である児童。

## 2. 入会手続きについて

- 1) 入会を希望される児童の保護者は、所定の入会申請書及び就労証明書を役場税住民福祉課へ提出してください。

年度途中に入所を希望される場合は、入所希望日の1週間前までに入会申請書類を提出して下さい。

- 2) 審査後、入会を決定した場合は、入会決定通知書で通知します。

※きょうだいで同時に入所申込みをされる場合は、就労証明書等の提出は1通で結構です。(就労証明書等の有効期限は証明日から3ヶ月以内)

※保育所入園等手続きをしたきょうだいがいる場合は、証明期限内であれば就労証明書の添付を省略できる場合があります。(就労証明書等の有効期限は証明日から3ヶ月以内)

■世帯全員（学生と65歳以上を除く）の証明が必要です。

■入所申込は毎年度提出していただく必要があります。

■求職活動(起業準備)状況申立書による入所期間は、最長3ヶ月です。

## 3. 児童クラブの開設時間について

- 1) 平 日 ※児童の下校時より午後6時まで

- 2) 長期休み、学校の行事代休日、土曜日

※原則午前8時30分から午後6時までです。（早朝保育申請書が受理されれば、午前8時からお預かり可能）

※春休みの期間は、新1年生については4月1日から入学式の前日までです。

※土曜日に利用希望が無い場合は閉所します、土曜日利用は事前に確認をお願いします。

**※児童のお迎えは、午後6時までにお願ひします。**

#### 4. 児童クラブ閉所日について

次の場合については閉所とします。

- 1) 日曜日、祝日
- 2) 12月29日から1月3日

#### 5. 臨時閉所時等について

次の場合は、児童クラブを臨時閉所とします。

- 1) 天気予報で警報等が発令された時（小学校と同様の対応となります。）  
※児童クラブは避難対応ができる施設及び指導員体制ではありませんのでご理解ください。また小学校の休校等や、気象情報等については個人でも情報をご確認のうえ、下記のとおり判断してください。

#### ○対象となる警報等

大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪の警報等（特別警報含む）

##### ① 小学校休校日の場合（土曜日、長期休み、振替休日等）

警 報 等 の 状 況	児童クラブの対応
1. 午前7時現在で南山城村に警報が発令されている場合	自宅待機
2. 午前9時までに警報が解除された場合	開 所
3. 午前9時までに警報が解除されない場合	閉 所
4. 児童クラブ開所中に警報が発令された場合	閉 所 ※保護者に連絡の上、退所・帰宅

##### ② 小学校が開校日の場合（通常の登校日、平日等）

警 報 等 の 状 況	児童クラブの対応
1. 午前9時までに警報が解除された場合	小学校開校のため 開所
2. 午前9時までに警報が解除されない場合	小学校休校のため 閉所
3. 授業中に警報が発令された場合（学校の指導のもとで集団下校となります。）	閉 所
4. 児童が児童クラブ利用中に警報が発令された場合	閉 所 ※保護者に連絡の上、退所・帰宅

※小学校の登校日に警報等が発令され、午前9時時点では発令中であったため小学校が休校になった場合、午前9時以降に警報解除となったとしても、児童クラブは小学校と同様に閉所します。

※小学校が休校の判断をした場合は、原則小学校と同様の対応となります。

## 2) 天災、災害の場合

- ※ 児童クラブは避難対応ができる施設及び指導員体制ではありませんので臨時閉所となります、ご理解ください。

## 3) 感染症等で役場が児童クラブの閉所措置を決定した場合

- ※ 感染症等の影響で、患者の増加や感染拡大の危険性が見込まれた場合など、役場等からの文書の送達や連絡等により緊急で臨時閉所する場合があります。
- ※ 病気（インフルエンザ等の流行病）で学級閉鎖となった場合は、その学級に在籍する児童は、児童クラブに出席できませんのでご了承ください。
- ※ 児童クラブ開所中に発熱等により児童が体調を悪くしたり、具体的な症状はないものの、指導員が必要と判断した場合は途中でお迎えをお願いする場合があります。

## 6. 児童クラブ利用料について

保護者の方には、児童1人につき、月額5,500円の利用料を負担していただきます。（おやつ等については村が負担します。）

また、月の途中で入・退会される場合についても、一ヶ月分の利用料を負担していただくこととなりますので、ご了承ください。利用料を滞納された場合は退会も検討いたします。

## 7. 休会届について

児童クラブ入会中に、何らかの事情で長期間（一ヶ月以上）通所することが出来ない場合には、必ず事前に休会の意思を役場税住民福祉課、もしくは児童クラブへ連絡してください。

休会（届）の連絡（提出）が無い場合は、児童クラブに通所していなくても、その期間の利用料は、徴収させていただきますのでご了承ください。

## 8. 退会届について

児童が退会の場合は、必ず退会届を退会される日の前までに役場税住民福祉課、もしくは児童クラブへ提出してください。また、必ず児童クラブ指導員へその旨を連絡してください。

※保護者等の就労の関係で、児童が保育を必要とする状態でなくなった場合には、すみやかに退会届を提出してください。

## 9. 傷害保険について

児童クラブ開所中における不測の事故や障害等に備えて、入会児童につきましては、傷害保険に加入します。(保険料は村が負担します。)

## 10. 児童の病気・事故等について

急病、事故等による怪我が発生した場合は、直ちに保護者へ連絡いたします。緊急を要する場合は、救急車を呼んで医師の診察を受けることもありますのでご了承ください。事故後の通院等は、保護者でお願いします。

## 11. その他

1) 児童クラブへの児童の送迎は、時間厳守のうえ保護者等の責任のもとでお願いします。

児童は保護者等が送迎し、指導員と対面し児童を引き渡すことを基本とします。「指導員出勤時に児童クラブの前に児童が一人で待っている」、「迎えに行けないから児童を一人で帰す」というようなことが無いよう気を付けて下さい。

2) 児童が欠席・早退する場合は、必ず指導員もしくは役場税住民福祉課に事前に連絡してください。

3) 保護者の住所・勤務先・保険証・緊急連絡先等の変更が生じた場合は必ず児童クラブか役場税住民福祉課に届けてください。

4) 児童が児童クラブから一度退出した場合は、早退したものとしますので、その日のクラブへの受け入れはいたしません。また、学校から自宅へ一時帰宅してから児童クラブへの入室は原則認めておりませんのでご了承ください。(緊急の際等、臨時の措置あり)

5) 児童クラブの運営において変更等が生じた場合は、早急に保護者の方々へ連絡をいたします。

6) 開設時間が午前からになるときなどはお弁当(水筒)等を持参してください。

7) 児童クラブは集団生活であることをご理解いただき、ルールを守って楽しい児童クラブにするため保護者の方々のご協力をお願いします。

